

保管場所標章再交付申請書の記載例

注意事項

○消すことのできるボールペンは使用しないでください。
 ○この申請書を申請者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。
 ○減失・損傷・識別困難などとなった保管場所標章を、当初交付されたときの「保管場所標章番号通知書」などを確認し、誤りのないよう書き添ってください。
 ○申請の際、「保管場所標章番号通知書」をご持参ください。ご持参のない場合、交付に時間を要する場合があります。

各項目には
 完成検査終了証・自動車検査証・譲渡証明書・抹消登録証明書などに記載してある内容を書いてください。
 ※ 数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。
 ゼロ オー ディー イチ アイ ニ ゼット ハチ ビー フイ ユー
 0とO又はD・1とI・2とZ・8とB・VとU などに注意してください。

保管場所標章再交付申請書

車名	三菱	型式	MB-ABC123	車台番号	ABC-123456	自動車の大きさ	長さ 469 幅 169 高さ 149
自動車の使用の本拠の位置	名古屋市中区丸の内×丁目△番地□号 丸の内マンション110号						
自動車の保管場所の位置	名古屋市中区丸の内×丁目△番地□号 丸の内パーキング No.1						
再交付申請の理由	<input checked="" type="radio"/> 減失 <input type="radio"/> 損傷 <input type="radio"/> 識別困難 <input type="radio"/> その他 ()						
私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。 中 警察署長 殿 〒 (465-1234) 令和 〇 年 〇 月 〇 日 住 所 名古屋市中区丸の内×丁目△番地□号 丸の内マンション110号 申請者 (052) 123 局 5678 番 (フリガナ) アイチ マモル 氏 名 愛知 守							
第 号 保管場所標章番号通知書 上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知します。 保管場所標章番号 年 月 日 警察署長							

使用の本拠の位置

【個人の場合】
 実際に居住する場所の所在地を書きます。通常、住民票の住所と同じです。
 【法人の場合】
 実際に営業を行う事業所の所在地となります（本社・支社等の所在地）。通常、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠となりません。
 ※マンション・アパート名、号室がある場合は書いてください。

保管場所の位置

○駐車場の所在地を住所表示で書きます（住所表示がない場合は地番を書きます）。

申請者欄

【個人の場合】
 住民票又は印鑑証明書の住所を書いてください。
 【法人の場合】
 登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書いてください。

再交付の理由

- 「減失」「損傷」「識別困難」「その他」の該当する項目に○印を付けてください。
- 「その他」の項目を選択した場合は、その理由を（ ）内に簡潔に書いてください
 記入例）・標章を張り付けた後部ガラスが破損したため
 ・標章がはがれそうになっているため
 など、再交付を受けることが正当と認められる理由を具体的に書いてください。

ここは何も記入しないでください